

○養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則

令和7年3月27日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、養父市地域自治組織の運営等に関する条例（令和7年養父市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域自治組織の認定等)

第2条 市長は、市民、市及び市民相互の協働によるまちづくりを進めるため、次の各号に掲げる全ての要件を満たした地域自治組織(条例第2条第2号に規定されたものをいう。)を認定組織として認定するものとする。

- (1) おおむね小学校区（旧小学校区を含む。）を単位とし、その区域に居住又は活動する個人、団体、事業所等多様な主体で構成された1つの組織であること。
- (2) 協働して身近な地域課題の解決を目指す公益的組織であること。
- (3) あらゆる人が参加できる民主的で透明性を持った組織であること。
- (4) 事務所機能を有した活動拠点をもち、目的、名称、事務所の所在地、代表者、会議等を明記した規約を定めていること。
- (5) 地域づくりを推進し、及び地域自治組織の事務全般を遂行する地域活動推進員（集落支援員）を選任していること。

2 前項の認定を受けようとする者は、地域自治組織認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員及び構成員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類を審査し、認定をしたときは、地域自治組織認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 認定組織は、第2項により申請した内容に変更が生じたときは、地域自治組織認定内容変更届出書（様式第3号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、市長に届出なければならない。

(地域活動推進員の雇用)

第3条 認定組織は、地域活動推進員を選任し、雇用しなければならない。

2 地域活動推進員は、地域内の実情に精通し、意欲をもって地域づくり活動を展開し、認定組織の運営等に関する事項を全般的に事務するものとする。

(地域活動推進員の任務)

第4条 地域活動推進員は、条例第4条の役割を果たすため、市が周知する研修等へ積極的に参加するとともに、次の任務に当たるものとする。

- (1) 認定組織の運営等に係る任務
- (2) 事業等の企画、立案及び執行に係る任務
- (3) 庶務会計に係る任務
- (4) 地域及び地域内集落の実情把握、点検及び情報収集に係る任務
- (5) 地域内の集落、各種団体等の運営及び活動の支援に係る任務
- (6) 行政機関、関係団体との連絡調整に係る任務
- (7) 地域づくりに関する情報収集及び発信に係る任務
- (8) 活動拠点施設の維持管理に係る任務
- (9) 地域住民の相談に係る任務
- (10) その他認定組織から指示される任務

(是正の通知)

第5条 市長は、認定組織が第2条第1項に規定する要件のいずれかを欠くに至ったときなど是正が必要と認める場合は、当該認定組織に対し是正の内容及び期限を記載した是正通知書(様式第4号)により是正を求めるよう通知するものとする。

(認定の取消し)

第6条 市長は、前条の是正通知の内容等に対して、是正されない場合においては、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項に基づき認定の取消しを行うときは、地域自治組織認定取消決定通知書(様式第5号)により、当該組織に通知するものとする。

(計画の策定及び公表)

第7条 認定組織は、住み良い地域づくりのために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題及びその解決方法を示した計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定するものとする。

2 認定組織は、地域まちづくり計画を策定又は変更したときは、これを公表するものとする。

3 市民は、地域まちづくり計画に基づいた地域づくりに取り組むよう努めるものとする。

4 市は、地域まちづくり計画及び前項に規定する取組を尊重するものとする。

(交付金)

第8条 市長は、条例第6条第2項に定める財政支援として、次に掲げる経費を包括した地域自治包括交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

- (1) 認定組織の運営費
- (2) 活動拠点施設の維持管理費
- (3) 地域活動推進員の人件費
- (4) 集落支援に要する経費
- (5) 地域課題の解決のための活動に要する経費
- (6) 協働事業実施に要する経費
- (7) その他地域の実情の即した地域づくり活動に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動には交付金を交付しない。

- (1) 事業の効果が特定の個人に帰属する活動
- (2) 特定の収容の教義を広め、儀式を行うなどの宗教活動
- (3) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- (4) その他市長が交付することが適当でないとする活動

(交付金の額)

第9条 交付金の額は、別表に定める方法で算出するものとする。

(交付申請)

第10条 認定組織は、交付金の交付を受けようとする場合は、地域自治包括交付金交付申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第11条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域自治包括交付金交付決定通知書（様式第7号）により認定組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たって、必要があると認める場合は、条件を付することができる。

(変更交付申請)

第12条 認定組織は、交付決定を受けた交付金に変更が生じる場合は、地域自治包括交付金変更交付申請書（様式第8号）に変更する内容が確認できる書類を添えて市長に申請し

なければならない。

(変更交付決定及び通知)

第13条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、地域自治包括交付金変更交付決定通知書(様式第9号)により認定組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たって、必要があると認める場合は、条件を付することができる。

(交付請求)

第14条 認定組織は、交付金を請求しようとする場合は、市長に地域自治包括交付金交付請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の交付回数、交付時期及び交付額)

第15条 交付金の交付回数は、前期及び後期の年2回とし、交付時期及び交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、年度途中で設立された認定組織については、この限りでない。

(1) 前期 交付決定日以降で、交付決定額の7割以内の額。ただし、社会保険(健康保険及び厚生年金)加入加算は、1認定組織において、加入者1人当たり月額25千円に7月を乗じて得た額とする。年度途中で加入又は脱退した場合は、月額25千円に4月から10月までの間の加入月数を乗じて得た額とし、変更交付申請を行う。

(2) 後期 10月以降で、交付決定額から交付済額を差し引いた額。ただし、社会保険(健康保険及び厚生年金)加入加算は、1認定組織において、加入者1人当たり月額25千円に5月を乗じて得た額とする。年度途中で加入又は脱退した場合は、月額25千円に11月から3月までの間の加入月数を乗じて得た額とし、変更交付申請を行う。

(基金積立)

第16条 認定組織は、翌年度以降に計画した事業の財源を計画的に確保するため、交付金の一部を基金として積み立てることができる。

2 基金として積み立てることができる金額は、当該年度の当初に通知した交付決定額の内、加算額を除く額に25%を乗じて得た額を限度とする。

3 基金として積み立てることができる期間は、積立開始の年度を含め3年間を限度とし、積立期間終了の翌年度には基金全額を取り崩して所期の目的の事業に充てなければならない。

4 基金として積み立てることができる事業は、次の各号に掲げるいずれかに該当するもの

とする。

- (1) 地域の将来像などを定めた地域づくり計画に基づく事業
- (2) 事業費が高額であり、単年度で実施することができない事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

5 認定組織は、基金による事業が終了した年度又は基金による事業の計画年度の3月31日までに精算を行い、残額が生じた場合は、返納しなければならない。

(基金積立の承認)

第17条 基金を積み立てようとする認定組織は、地域自治包括交付金基金積立承認申請書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 基金積立計画書(様式第12号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、地域自治包括交付金基金積立承認書(様式第13号)により通知するものとする。

(基金積立計画の変更)

第18条 認定組織は、やむを得ない事情で前条の計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに地域自治包括交付金基金積立変更承認申請書(様式第14号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 基金積立変更計画書(様式第15号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、地域自治包括交付金基金積立変更承認書(様式第16号)により通知するものとする。

(事業年度)

第19条 交付金の対象となる事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(実績報告)

第20条 認定組織は、交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに交付金の精算を行うとともに、地域自治包括交付金事業実績報告書(様式第17号)に次の各号に掲げる書類を添えて翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他活動内容が分かる書類(広報紙、活動写真など)

(不用額)

第21条 認定組織は、前条の規定による精算の結果、交付金に不用額が生じた場合は、当該年度に交付された交付金の額の内、加算額を除く額に前年度交付金の繰越額を加えた額に5パーセントを乗じて得た額を限度とし、翌年度に繰り越すことができる。

2 前項の限度額を超えた不用額については、翌年度に繰り越すことはできない。この場合において、当該不用額に相当する額を翌年度の交付金から減額して交付するものとする。  
(調査等)

第22条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、認定組織に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。  
(指導及び助言)

第23条 市長は、前条の調査等の結果において、適正に執行できていないと認めるときは、指導及び助言を行うこととする。  
(交付金の取消し及び返還)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条の認定の取消しを行ったとき。
- (2) 交付金の使途等が次のいずれかに該当すると認めるとき。
  - ア 交付金を認定組織の活動以外の用途に使用したとき。
  - イ 市長が付した条件及び指示した事項を遵守しないとき。
  - ウ 法令等に違反したとき。
  - エ 虚偽その他の不正な行為により交付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、地域自治包括交付金交付決定取消通知書(様式第18号)により、当該認定組織に通知し、既に交付金が交付されているときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。  
(関係書類の整備)

第25条 認定組織は、交付金の使途に係る書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、交付金の交付のあった年度の翌年度以後5年間は保存しておかなければならない。  
(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(養父市地域自治組織の財政支援に関する条例施行規則の廃止)

- 2 養父市地域自治組織の財政支援に関する条例施行規則（平成24年養父市規則第9号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にされた旧規則第4条第2項により認定された自治組織は、この規則により認定された自治組織とみなす。
- 4 この規則の施行前にされた旧規則第21条から第25条までに係る取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	交付金の算定																				
1 事務局運営額	1認定組織当たり3,000,000円																				
2 均等割額	1認定組織当たり1,000,000円																				
3 条件割額	(1)～(4)の合計																				
(1) 人口割額	前年の10月1日現在の住民基本台帳に登録された認定組織を構成する区域内の人口の総数の区分に応じ、次に定める金額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>600人未満</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> </tr> <tr> <td>600人以上900人未満</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上1,200人未満</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200人以上1,500人未満</td> <td style="text-align: right;">500,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上2,000人未満</td> <td style="text-align: right;">800,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000人以上2,500人未満</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2,500人以上3,000人未満</td> <td style="text-align: right;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上3,500人未満</td> <td style="text-align: right;">1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>3,500人以上4,000人未満</td> <td style="text-align: right;">1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000人以上</td> <td style="text-align: right;">2,200,000円</td> </tr> </table>	600人未満	150,000円	600人以上900人未満	200,000円	900人以上1,200人未満	300,000円	1,200人以上1,500人未満	500,000円	1,500人以上2,000人未満	800,000円	2,000人以上2,500人未満	1,000,000円	2,500人以上3,000人未満	1,200,000円	3,000人以上3,500人未満	1,500,000円	3,500人以上4,000人未満	1,800,000円	4,000人以上	2,200,000円
600人未満	150,000円																				
600人以上900人未満	200,000円																				
900人以上1,200人未満	300,000円																				
1,200人以上1,500人未満	500,000円																				
1,500人以上2,000人未満	800,000円																				
2,000人以上2,500人未満	1,000,000円																				
2,500人以上3,000人未満	1,200,000円																				
3,000人以上3,500人未満	1,500,000円																				
3,500人以上4,000人未満	1,800,000円																				
4,000人以上	2,200,000円																				
(2) 行政区割額	前年の10月1日を基準とし、認定組織を構成する区域の行政区数に12,000円を乗じて得た金額																				
(3) 世帯割額	前年の10月1日現在の住民基本台帳による世帯数を基																				

		準に、認定組織を構成する区域内の世帯数に500円を乗じて得た金額
	(4) 高齢化率加算	前年の10月1日現在の認定組織を構成する区域の高齢化率を基準とし、1%当たり1,000円を乗じて得た金額
4	社会保険（健康保険及び厚生年金）加入加算	地域活動推進員が社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入する場合に限り、1認定組織において、加入者1人当たり月額25千円に当該年度の加入月数を乗じて得た額（上限300千円）を加算する。ただし、年度途中に加入又は脱退した場合は、月割により算出した額を加算又は減額する。
5	事業加算（基本）	事業の目的が次の(1)～(4)に掲げる事業に合致すると認められる場合は、事業にかかる経費を加算する。
	(1) 暮らしの見守り活動事業	ただし、400,000円を上限とする。
	(2) 健康増進事業	事業ごとの要件については別に定める。
	(3) 居場所づくり事業	
	(4) 生涯学習推進事業	
6	事業加算（重点）	事業の目的が次の(1)～(6)に掲げる事業に合致すると認められる場合は、事業にかかる経費を加算する。ただし、
	(1) 組織基盤強化事業	900,000円を上限とし、予算の範囲内とする。
	(2) 社会的処方推進事業	事業ごとの要件については別に定める。
	(3) 地域防災力強化事業	
	(4) 環境整備事業	
	(5) 情報発信事業	
	(6) 多世代交流事業	
ア 交付金の額は、1～6の合計額とする。ただし、各区分に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		
イ 条件割額の算出における高齢化率は、小数点第2位以下を切り捨てる。		

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

印

地域自治組織認定申請書

養父市が定める地域自治組織として認定願いたく、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 規約
- (2) 役員及び構成員名簿
- (3) 組織構成図
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長

印

地域自治組織認定通知書

年 月 日付で申請のあった地域自治組織の認定について、内容を審査した結果、下記のとおり認定したので養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第2条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定組織名
- 2 認定年月日
- 3 認定番号

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名



地域自治組織認定内容変更届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた内容に変更が生じたので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第2条第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更内容と理由
- 2 添付書類

様式第4号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長



是正通知書

年 月 日付け 第 号で認定した貴組織は、  
下記について是正が必要と認められるため、養父市地域自治組織の運営等に関  
する条例施行規則第5条の規定に基づき通知します。

記

1 是正が必要な内容等

2 是正期限

様式第5号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長

印

地域自治組織認定取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で認定した貴組織は、下記の理由により認定を取り消すので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消し決定日
- 2 取消し理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

印

地域自治包括交付金交付申請書

年度において、地域自治包括交付金の交付を受けたいので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第10条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
  
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長



地域自治包括交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域自治包括交付金  
について、下記のとおり交付することに決定したので、養父市地域自治組織の  
運営等に関する条例施行規則第11条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額

円

(内訳)

期別	基本算定分	事業加算分	社会保険料加算分	計
前期	円	円	年 月 ~ 月 円	円
後期	円	円	年 月 ~ 月 円	円
計	円	円	年 月 ~ 月 円	円

2 条件

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

印

地域自治包括交付金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域自治包括  
交付金の内容を下記のとおり変更し、交付金 円の交付を受け  
たいので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第12条の規定に  
基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円  
既交付決定額 円
- 2 変更事項とその内容
- 3 添付書類

様式第9号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長



地域自治包括交付金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度地域自治包括交付金について、下記のとおり変更して交付することに決定したので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第13条の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定額 円  
(既交付決定額 円)

(内訳) 上段：既交付決定額 下段：変更交付決定額

期別	基本算定分	事業加算分	社会保険料加算分		計
前期	( 円)	( 円)	( 年 月 ~ 月)	( 円)	( 円)
	円	円	年 月 ~ 月	円	円
後期	( 円)	( 円)	( 年 月 ~ 月)	( 円)	( 円)
	円	円	年 月 ~ 月	円	円
計	( 円)	( 円)	( 年 月 ~ 月)	( 円)	( 円)
	円	円	年 月 ~ 月	円	円

2 条件

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

印

地域自治包括交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった地域自治包括交付金について、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円

（ 交付決定額 円 ）  
（ 既交付額 円 ）

振込先	金融機関等	銀 行 信用金庫 農 協 支店
	種 別	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	ふりがな 口座名義	

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名



地域自治包括交付金基金積立承認申請書

地域自治包括交付金の一部を基金に積み立てたいので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 基金積立申請額 円

2 添付書類

- (1) 基金積立計画書（様式第12号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第17条関係）

基金積立計画書

団体名（ ）

積み立てを行う 目的、事業名、実 施予定年度、事業 概要、事業予算額 （※詳細に記入 してください。）		
積立計画		積立金額（円）
	1年目（ 年度）	
	2年目（ 年度）	
	3年目（ 年度）	
	積立金合計	
備考		

様式第13号(第17条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長

印

地域自治包括交付金基金積立承認書

年 月 日付で基金積立承認申請のあった地域自治包括交付金の積み立てについて、下記のとおり承認したので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第17条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 積立承認額 円
- 2 内訳
- 3 条件

様式第14号（第18条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名



地域自治包括交付金基金積立変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で承認のあった地域自治包括交付金基金積立計画について下記のとおり変更したいので、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第18条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 積立変更申請額 円  
既積立承認額 円
- 2 変更理由
- 3 添付書類
  - (1) 基金積立変更計画書（様式第15号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第15号（第18条関係）

基金積立変更計画書

団体名（ ）

変更内容 ※変更前後を対 比して記入して ください。			
		既積立承認（円）	変 更 額（円）
変更積立計画	1年目（ 年度）		
	2年目（ 年度）		
	3年目（ 年度）		
	積立金合計		
備考			

様式第16号(第18条関係)

第 号  
年 月 日

様

養父市長

印

地域自治包括交付金基金積立変更承認書

年 月 日付けで基金積立変更承認申請のあった地域自治包括交付金の積み立てについて、下記のとおり承認したので養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第18条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 積立変更承認額 円
- 2 内訳
- 3 条件

様式第17号（第20条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

印

地域自治包括交付金事業実績報告書

年度に交付のあった地域自治包括交付金については、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第20条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他活動内容が分かる書類（広報紙、活動写真など）

様式第18号（第24条関係）

第 号  
年 月 日

様

養父市長



地域自治包括交付金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した地域自治包括交付金については、養父市地域自治組織の運営等に関する条例施行規則第24条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 交付金取消決定額 円を取り消す。
- 2 取消しの理由
- 3 交付金の返還 年 月 日までに により返還すること。

様式第1号 (第2条関係)  
様式第2号 (第2条関係)  
様式第3号 (第2条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第6条関係)  
様式第6号 (第10条関係)  
様式第7号 (第11条関係)  
様式第8号 (第12条関係)  
様式第9号 (第13条関係)  
様式第10号 (第14条関係)  
様式第11号 (第17条関係)  
様式第12号 (第17条関係)  
様式第13号 (第17条関係)  
様式第14号 (第18条関係)  
様式第15号 (第18条関係)  
様式第16号 (第18条関係)  
様式第17号 (第20条関係)  
様式第18号 (第24条関係)